

計画書

八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 別添のとおり

2 変更理由

令和5年11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定されたことを受け、同年12月に「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（令和2年総務省、財務省、農水省、経産省、国交省告示第2号）（以下、「告示」と言う。）が改正され、併せて、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく土地利用転換手続の迅速化等について（技術的助言）」（農水省、経産省、国交省）（以下、「技術的助言」）（以下、「技術的助言」と言う。）が発出されたところである。

今後、本県においても、地域経済牽引事業が最大の効果を発揮し、また、発揮しつつも無秩序な市街化調整区域の開発を抑制していく必要があることから、告示及び技術的助言を踏まえ、八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスターplan）における市街化調整区域の土地利用の方針について、産業立地のための土地利用に関する必要な内容を明示するものである。